平成２７年（フ）第２２号
青森県青森市浪岡大字女鹿沢字東種本７番地２　ジュピターⅠ103号
破産者　三浦美加子
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第９９号
仙台市宮城野区榴岡３丁目11番18―706号
破産者　安住　奈緒
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２３７号
群馬県伊勢崎市昭和町1888番地２　嶋田マンション310、開始決定時の住所群馬県前橋市三俣町１丁目34番地13　リフィーナ前橋704号
破産者　並木　智昭
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１１５０号
埼玉県新座市野火止４丁目８番41号
破産者　山田久美子
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８２号
さいたま市緑区芝原２丁目16番地６　東浦和ガーデンプラザ壱番館202、旧住所さいたま市浦和区木崎２丁目27番18号　グランドール101
破産者　三好　　昇
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６２号
横浜市都筑区池辺町4097番地　メゾンフローラ103
破産者　谷田部憲昭
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６３号
横浜市都筑区池辺町4097番地　メゾンフローラ103
破産者　谷田部壽子
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１２号
滋賀県近江八幡市西本郷町264番地17
破産者　内堀かつ江
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第１３２号
滋賀県彦根市本町１丁目11―17　武田ビル３Ｆ、住民票上の住所滋賀県彦根市原町593番地10
破産者　武田　輝行
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第３３２０号
大阪府寝屋川市池田本町10―５、住民票上の住所大阪府守口市金田町１丁目21番31号
破産者　Ｈａｉｒ　Ｓａｌｏｎ　Ｍｉｅｌこと　Ｈａｉｒ　Ｓａｌｏｎ　ｆｌｅｕｒこと　三藤　健太
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４４９号
大阪府枚方市南中振２丁目38番３号
破産者　加藤整骨院こと　加藤　順一
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５５号
大阪市東淀川区井高野１丁目30番13―303号
破産者　山田　敏久
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６７号
大阪府摂津市正雀３丁目17番２号
破産者　土居左官こと　土居　善高
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２６号
大阪市東住吉区今川４丁目18―２　ＪＴクルーズ402号室、住民票上の住所大阪市住吉区長居東１丁目21番１号
破産者　綱本　英雄
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６４６号
京都市伏見区深草ヲカヤ町32番地11　コーポ第一秀苑401、前住所大阪府豊中市上津島３丁目９番６号
破産者　伊藤奈緒美
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６５１号
大阪府豊中市新千里東町３丁目３番Ｂ14―410号
破産者　魚崎工機こと　魚崎新太郎
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６５５号
大阪府交野市星田５丁目22番27―104号
破産者　流王　貴久
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６６９号
大阪市淀川区十八条３丁目４番１号　コーポサンライズ　402号
破産者　泉原　慶**浩**
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部